

令和 5 年 3 月 1 日

○条例

小田原市情報公開条例の一部を改正する条例

小田原市部等設置条例の一部を改正する条例

小田原市防災会議条例の一部を改正する条例

小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市景観条例の一部を改正する条例

小田原市都市公園条例及び小田原市体育施設条例の一部を改正する条例

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 2 号

小田原市情報公開条例の一部を改正する条例

小田原市情報公開条例（平成 14 年小田原市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「固定資産評価審査委員会」の次に「、消防長」を加え、同条第 2 項第 3 号を削る。

第 11 条第 1 項中「の翌日から起算して 10 日」を「から 15 日」に改め、同条第 3 項中「公開請求のあった日の翌日から起算して」を「当該期間の末日から」に改め、同条第 4 項中「のあった日の翌日から起算して 30 日以内にそのすべて」を「があった日から 45 日以内にその全て」に改め、同条第 5 項を削る。

第 21 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にされた小田原市情報公開条例第 6 条の規定による公開の請求に対する処分の手続等については、なお従前の例による。

小田原市部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 3 号

小田原市部等設置条例の一部を改正する条例

小田原市部等設置条例（昭和 4 2 年小田原市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「子ども青少年部」を「子ども若者部」に改める。

第 2 条福祉健康部の事務分掌(1)中「子ども青少年部」を「子ども若者部」に改め、同部の事務分掌(4)中「事項」の次に「（子ども若者部の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第 2 条子ども青少年部の部名を「子ども若者部」に改め、同部の事務分掌(1)中「子育て支援」を「子ども・子育て支援及び若者支援」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 4 号

小田原市防災会議条例の一部を改正する条例

小田原市防災会議条例（昭和 37 年小田原市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「小田原市の地域防災計画」を「小田原市地域防災計画」に改め、同条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、同条第 3 号中「前号」を「前 2 号」に、「重要事項」を「事項」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 小田原市水防計画を審議すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(小田原市水防協議会条例の廃止)

2 小田原市水防協議会条例（昭和 57 年小田原市条例第 32 号）は、廃止する。

小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 5 号

小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の給与に関する条例（昭和 37 年小田原市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「、消防長」の次に「、統括監、統括技監」を加える。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 6 号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例（平成 12 年小田原市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改める。

第 6 条第 1 項第 3 号中「非住宅部分をいう。同章」を「非住宅部分をいう。第 12 章及び第 15 章」に、「及び同章」を「、第 12 章及び第 15 章」に改める。

第 9 条中第 59 号を第 61 号とし、第 51 号から第 58 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同条第 50 号中「建築に」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等に」に改め、同号ア中「一敷地内許可建築物を除く」を「当該新築又は増築等に係るものに限る」に改め、同号を同条第 52 号とし、同条第 49 号中「の建築物の」の次に「新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係るこれらの建築物の」を加え、同号ア中「一敷地内認定建築物を除く」を「当該新築又は増築等に係るものに限る」に改め、同号を同条第 51 号とし、同条第 48 号中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に改め、同号ア中「一敷地内認定建築物を除く」を「当該新築又は増築等に係るものに限る」に改め、同号を同条第 50 号とし、同条第 47 号中「から設計した建築物」の次に「の建築等」を加え、同号ア中「既存建築物を除く」を「当該建築等に係るものに限る」に改め、同号を同条第 49 号とし、同条第 46 号を同条第 48 号とし、同条第 45 号中「設計した建築物」の次に「の建築等」を加え、同号ア中「既存建築物を除く」を「当該建築等に係るものに限る」に改め、同号を同条第 47 号とし、同条中第 44 号を第 46 号とし、第 22 号から第 43 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 21 号を第 22 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(23) 建築基準法第 58 条第 2 項の規定に基づく高度地区内における建築物の高さの許可の申請に対する審査 160,000 円

第 9 条中第 20 号を第 21 号とし、第 19 号を第 20 号とし、同条第 18 号中「第

55条第3項各号」を「第55条第3項又は第4項各号」に改め、同号を同条第19号とし、同条中第17号を第18号とし、第12号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査 27,000円
第5章の章名を次のように改める。

第5章 都市計画法及び旧宅地造成等規制法に基づく事務に係る手数料

第11条の見出し中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改め、同条中「交付並びに」の次に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の」を、「昭和36年法律第191号」の次に「。以下この章において「旧宅地造成等規制法」という。」を加え、同条第8号及び第9号中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改める。

第12条の見出し及び同条第1号中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改める。

第20条第1項第1号ア中「人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この章及び第15章において同じ」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものに限る」に、「34,000円」を「、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号アに次のように加える。

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円

第20条第1項第1号イ(ア)及び(イ)を次のように改める。

(ア) 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この章及び第15章において同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものに限る。） 次に掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 33,000円

- b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 57,000円
- c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 100,000円
- d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 160,000円

(イ) 住宅部分（(ア)に該当するものを除く。） 次に掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 69,000円
- b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 120,000円
- c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 200,000円
- d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 280,000円

第20条第1項第1号イ(ウ)中「(住戸部分及び共用部分以外の部分をいう。以下この章において同じ。)」を削り、「区分」を「合計の区分」に改め、同号イ(ウ) a中「以内」を「未満」に、「240,000円」を「230,000円」に改め、同号イ(ウ) b中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「300,000円」を「290,000円」に改め、同号イ(ウ) c中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「380,000円」を「370,000円」に改め、同号イ(ウ) d中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「550,000円」を「530,000円」に改め、同号イ(ウ) e中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「670,000円」を「650,000円」に改め、同号イ(ウ) f中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「790,000円」を「770,000円」に改め、同号イ(ウ) g中「を越える」を「以上の」に、「900,000円」を「870,000円」に改め、同号イ(エ)中「第1条第1項第1号ロ」を「第10条第1号イ(2)及びロ(2) (非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあっては同号ロ(2)、施行日以後認定申請建築物の非住宅部分のうち増築、改

築又は修繕等をする部分の一次エネルギー消費量並びに住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分の外壁、窓等を通じての熱の損失の防止及び一次エネルギー消費量に関する基準（令和4年国土交通省告示第1107号。第15章において「増改築部分告示」という。）第1第1項第2号に定める基準に適合する非住宅部分にあつては建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する件（令和4年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号）附則第3項の規定により読み替えて適用される同条第1号ロ(2)）」に、「区分」を「合計の区分」に改め、同号イ(エ) a 中「以内」を「未滿」に、「97,000円」を「87,000円」に改め、同号イ(エ) b 中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未滿」に、「120,000円」を「110,000円」に改め、同号イ(エ) c 中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未滿」に、「160,000円」を「150,000円」に改め、同号イ(エ) d 中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未滿」に、「250,000円」を「240,000円」に改め、同号イ(エ) e 中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未滿」に、「330,000円」を「310,000円」に改め、同号イ(エ) f 中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未滿」に、「390,000円」を「370,000円」に改め、同号イ(エ) g 中「を越える」を「以上の」に、「460,000円」を「440,000円」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅（アに該当するものを除く。）に係るものの審査 1件につき、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未滿のもの 34,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円

第20条第1項第2号ア中「4,900円」を「4,700円」に改め、同号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未滿のもの 9,400円

b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未滿のもの 20,000円

c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メ

ートル未満のもの 45,000円

d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
81,000円

第20条第1項第2号イ(イ)を削り、同号イ(ウ)中「区分」を「合計の区分」に改め、同号イ(ウ) a 中「以内」を「未満」に、「9,600円」を「9,400円」に改め、同号イ(ウ) b 中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「17,000円」を「16,000円」に改め、同号イ(ウ) c 中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号イ(ウ) d 中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「81,000円」を「80,000円」に改め、同号イ(ウ) e 及び f 中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号イ(ウ) g 中「を超える」を「以上の」に改め、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同項第3号ア中「第1号ア」を「第1号ア又はイ」に改め、同号ウ(ア)中「第1号イ」を「第1号ウ」に改め、同号ウ(イ)中「住戸部分、共用部分」を「住宅部分」に、「審査 第1号イ」を「審査 第1号ウ」に、「第1号イ(ア)及び前号イ(ア)中「総戸数」とあるのは「追加する戸数」と、第1号イ(イ)及び(ウ)並びに前号イ(イ)及び(ウ)」を「第1号ウ及び前号イ」に改める。

第23条第1項第3号ウ(ア)及び(イ)中「又はイ」を「、イ又はウ」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「ウに」を「エに」に改め、同号イ(ウ)中「、同号ロ(2)」を「同号ロ(2)、増改築部分告示第1第1項第2号に定める基準に適合する非住宅部分にあっては建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省・国土交通省令第1号)附則第3項の規定により読み替えて適用される同条第1号ロ(2)」に改め、同号イ(ウ)を同号イ(エ)とし、同号イ(イ)中「(ウ)」を「(エ)」に改め、同号イ(イ)を同号イ(ウ)とし、同号イ(ア)中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この章において同じ」を「(ア)に該当するものを除く」に改め、同号イ(ア)を同号イ(イ)とし、同号イに(ア)として次のように加える。

(ア) 住宅部分(共用部分(住宅部分のうち住戸以外の部分をいう。))の審査を要しない場合にあつては、当該共用部分を除く。以下この章において同じ。)

(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 33,000円
- b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 57,000円
- c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 100,000円
- d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 160,000円

第23条第1項第3号イを同号ウとし、同号ア中「住宅」の次に「(アに該当するものを除く。)」を加え、「ウ」を「エ」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 一戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものに限る。)に係るものの審査(エに該当するものを除く。) 1件につき、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円

第23条第1項第4号ウ(イ)中「前号ア又はイ」を「前号ア、イ又はウ」に改め、同項第5号ア中「第3号ア」を「第3号ア又はイ」に改め、同号イ(ア)及び(イ)中「第3号イ」を「第3号ウ」に改め、同号ウ(ウ)中「第3号ア又はイ」を「第3号ア、イ又はウ」に改め、同項第7号ウ(ア)中「申請された建築物」の次に「(同項第2号イ(2)に適合するものとして申請され、かつ、住宅部分の設計一次エネルギー消費量(同項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下(ア)において同じ。))が同項第2号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル住宅の設計一次エネルギー消費量を用いて算出されたものを除く。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第9条の改正規定 令和5年4月1日

(2) 目次の改正規定、第5章の章名の改正規定並びに第11条(見出しを含む。)及び

第12条（見出しを含む。）の改正規定 令和5年5月26日

小田原市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 7 号

小田原市景観条例の一部を改正する条例

小田原市景観条例（平成 17 年小田原市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項第 1 号中「及び国道 1 号本町・南町地区」を「、国道 1 号本町・南町地区及びかまぼこ通り周辺地区」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

小田原市都市公園条例及び小田原市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 8 号

小田原市都市公園条例及び小田原市体育施設条例の一部を改正する条例
(小田原市都市公園条例の一部改正)

第 1 条 小田原市都市公園条例（昭和 3 3 年小田原市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

上府中公園		小田原球場 上府中スポーツ 広場			を
上府中公園		小田原球場 上府中スポーツ 広場 上府中バスケット コート			に

改める。

(小田原市体育施設条例の一部改正)

第 2 条 小田原市体育施設条例（昭和 3 9 年小田原市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(7) 上府中バスケットコート 小田原市永塚 4 0 番地

第 3 条第 1 号及び第 4 条第 2 号中「及び上府中スポーツ広場」を「、上府中スポーツ広場及び上府中バスケットコート」に改める。

第5条第1項に次の1号を加える。

(6) 上府中バスケットコート 午前9時から午後5時まで

第17条第1項中「又は上府中スポーツ広場」を「、上府中スポーツ広場又は上府中バスケットコート」に改める。

別表第2の1(4)の表の次に次の1表を加える。

(5) 上府中バスケットコート

使用方法	区分		1時間
専用	コート1面	市民	300円
		市民以外の者	600円

別表第2の1の備考3中「第1号」の次に「及び第5号」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 9 号

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

別表高田浄水場等運転管理業務事業者選定委員会の項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。